

四條畷市福祉計画検討委員会

R1. 8. 7 (水) 14:00～

出席委員 小寺委員 (委員長就任)、北川委員 (副委員長就任)、山上委員、前原委員、岸田委員、浅井委員、湯元委員、山崎委員、塩野委員、福田委員、猿屋委員、橋垣委員、平山委員、守屋委員、森田委員 (順不同)

出席職員 松川部長、豊留次長、阪本課長、北村課長代理、濱田、西岡課長、寺本課長代理、中島、中西課長、岸本課長、西條上席主幹、菅井課長代理

事務局 (菅井)

それでは、定刻になりましたので、只今から「四條畷市福祉計画検討委員会」を開催させていただきます。わたくし、司会を務めさせていただきます福祉政策課の菅井と申します。よろしく申し上げます。開催に先立ちまして、健康福祉部長の松川よりご挨拶申し上げます。

事務局 (松川)

皆様こんにちは。健康福祉部長の松川でございます。本日は暑さ厳しい折、本委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本市の健康福祉行政に多大なご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。会議の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。この度は、本委員会委員の就任についてご承諾いただき誠にありがとうございます。今回の会議が3年任期となる初めての会議となります。本日ご審議いただく案件は、「なわてみんなの福祉プラン」及び「なわて高齢者プラン」、そして「なわて障がい者プラン・障がい計画」に基づく今年度の取組み状況についてでございます。各計画とも本市の重要な計画となっておりますので、厳正かつ活発な審議が行われることを期待しております。

最後になりますが、猛暑が続いておりますので、健康には十分お気を付けていただきますようお願い申し上げますとともに、今後の本市健康福祉行政の推進と本委員会の運営についてのご協力を重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

事務局（菅井）

続きまして、本日の会議の成立について、報告させていただきます。本日は福祉計画検討委員会委員21名中15名が出席でございます。四條畷市福祉計画検討委員会規則第3条第2項の規定により、過半数のご出席をいただいておりますので、会議は成立いたしますことを報告いたします。

議事に入ります前に、委嘱状の交付について説明させていただきます。

委嘱状につきましては、本日、机上での交付とさせていただきます。お名前の確認をお願いいたします。

それでは、新たに委嘱させていただいて初めての会議となりますので、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。

右側から順に、^{やまがみかずゆき}山上一幸委員です。^{まえはら}前原ゆかり委員です。

^{きしだひろこ}岸田浩子委員です。^{あさいしげる}浅井茂委員です。^{ゆもとようじ}湯元洋司委員です。

^{やまざきゆずる}山崎譲委員です。^{しおのたかこ}塩野孝子委員です。^{きたがわしずこ}北川シズ子委員です。

^{ふくだますき}福田益樹委員です。^{こてらてつや}小寺鐵也委員です。^{さるやかつとし}猿屋勝利委員です。^{はしがきふ}橋垣富

^{みこ}美子委員です。^{ひらやまあきこ}平山明子委員です。^{もりやたかし}守屋隆委員です。^{もりたともみ}森田友美委員です。お名前だけ紹介させていただきましたが、詳細につきましては配付させていただいております名簿をご確認下さい。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。健康福祉部長の松川です。健康福祉部次長兼保健センター所長の豊留です。高齢福祉課長の阪本です。高齢福祉課課長代理の北村です。高齢福祉課職員の濱田です。障がい福祉課長の西岡です。障がい福祉課課長代理の寺本です。障がい福祉課職員の中島です。子ども政策課長の中西です。福祉政策課長の岸本です。健康福祉部上席主幹（健康寿命延伸担当）の西條です。どうぞよろしくお願いたします。

事務局（菅井）

それでは次第に沿いまして進めさせていただきます。次第3の委員長及び副委員長の選出についてですが、四條畷市福祉計画検討委員会規則第2条第1項の規定により、委員長及び副委員長を互選により選出する必要がございます。

委員長の選出について、何かご意見ございませんでしょうか。

湯元委員

福祉に係る豊富な知識と経験をお持ちで、なお且つ各計画の策定にもご尽力いただいている小寺委員に引き続き委員長をお願いしてはどうかと提案いたしますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局（菅井）

ご異議がないようですので、引き続き委員長に小寺鐵也委員の就任をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、副委員長の選出について、何かご意見はございませんでしょうか。

平山委員

永年にわたり、市の福祉向上にご尽力されている北川委員をお願いしてはどうかと提案いたしますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局（菅井）

ご異議がないようですので副委員長に北川委員の就任をお願いしたいと思います。小寺委員長、北川副委員長、お席を移動願います。

(小寺委員長、北川副委員長を席へ誘導)

それでは、議事に入ります前に、委員長、副委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

小寺委員長

委員長を仰せつかりました小寺でございます。まず本検討委員会において来年度には高齢者と障がい者の計画策定の審議がございます。地域福祉計画については昨年度に策定したところですが、今年度は社会福祉協議会の方で地域福祉活動計画の策定を進めているところであり、先日の計画策定委員会のなかで次期地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定期限を揃えていく旨決定したところです。そのうえで、今後は福祉分野の各計画との連携が更に重要となってまいります。今後皆様と共に、本委員会の議事を円滑に進行いたしたいと考えておりますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

北川副委員長

前委員会に引き続き、副委員長を務めさせていただくこととなりました北川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（菅井）

なお、これ以降の議事につきましては、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となりますので、小寺委員長をお願いいたします。

小寺委員長

それでは、早速となりますが会議を進めさせていただきます。続きまして、案件4の会議の公開についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（菅井）

会議の公開の指針となります本市の「審議会等の会議の公開等に関する指針」につきましてご説明申し上げます。本指針では、法律や条例、要綱等により設置されました審議会等の会議について、原則として公開するものとしております。

本会議は四條畷市福祉計画検討委員会条例に定めるものであり、会

議を公開にすべきであると考えております。

つきましては、本委員会の内容をできるだけ公開することも必要でありますことから、本委員会終了後は、議事録等を市のホームページに公開したいと考えております。なお、議事録等の作成にあたっては委員長に一任いただきたいのですがよろしいでしょうか。

小寺委員長

いかがでしょうか。ただ今の説明のとおり本委員会の会議を公開と決定してよろしいでしょうか。また議事録の確認を私に一任していただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会議は公開と決定いたします。また、本委員会終了後、情報公開に努めさせていただくこととします。

それでは、本日の議題となります案件5に移ります。今年度の取組みにつきまして「なわてみんなの福祉プラン」、「なわて障がい者プラン・障がい福祉計画」、「なわて高齢者プラン」、それぞれをご審議いただくこととなりますが、限られた時間のなかでということになりますので、何分よろしくお願いいたします。

それでは、「なわてみんなの福祉プラン」について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局（菅井）

早速ですが、事前に送付させていただきました資料に基づき説明させていただきます。1ページ目をご覧ください。

計画の基本目標1．地域福祉を支える人づくり～個々の意識向上～にございます、福祉意識の醸成の福祉意識の啓発ですが、今年度の取組みといたしまして、3月になわてみんなの福祉プラン（第4期地域福祉計画）を策定して以降、市ホームページに全文掲載するとともに、図書館や情報公開コーナーにも冊子を据置きしました。また、5月の民生委員児童委員協議会定例会において概要版を配布したうえで計画の概要説明を行うとともに、市長が訪れる各地区での座談会においても概要版を陳列し、周知・啓発に努めました。引き

続き、計画の推進を図るため、関連性のあるイベント・研修等がある際には概要版を配付するなど、周知・啓発に努めていきます。次に、2ページ目をお開き願います。福祉教育の推進ですが、今年度の取組みといたしまして、各学校で車いす体験などを行うほか、7月25日に介護老人保健施設パークヒルズ田原苑において小・中学生と保護者を対象とする「親子で介護サーキット」事業を大阪府の主催で本市と社会福祉協議会が共催のもと開催しました。引き続き、学校や社会福祉協議会などと連携しながら、福祉教育の推進に向けた取組みを図っていきます。

続きまして、福祉に関する情報提供ですが、今年度の取組みといたしまして、各地区福祉団体の先進事例や好事例を把握したうえで、各種媒体を用いて発信していくとともに、会議やイベント等の集まりの場で他団体の取組みについての情報共有が図れるよう関係機関に働きかけていきます。また、5月には岩手日報社から本市のCSW活動についての取材があり、5月28日と29日の2日に渡り岩手日報に掲載されました。

次に3ページ、人材の養成の福祉人材の確保・育成に移りますが、今年度につきましても、民生委員・児童委員活動の周知啓発については、引き続き、市ホームページや広報誌を主として発信していきます。また、NPO・ボランティア団体活動の情報提供についても、市ホームページや広報誌のほか、新たな媒体の活用も検討しながら周知・啓発に努めていきます。

続きまして、市職員の意識の向上ですが、今年度の取組みといたしまして、職員に対する意識啓発のため、庁内の人権研修等を活用して

研修実施できるよう企画・調整していきます。

次に4ページをお開き願います。基本目標2. 地域共生社会の仕組みづくり～「我が事・丸ごと」の地域づくりですが、5ページの方に移らせていただきまして、地域の多様な活動の促進でございますが、今年度の取組みといたしまして、福祉基金助成金については、4月広報誌や市ホームページを通して申請受付を行い、13団体から14事業の申請がありました。また、助成金交付の適否等を審査する福祉基金事業運営委員会を7月1日に開いたうえで、総額およそ250万円を交付決定額といたしました。約20万円の残額が生じたため、あらためて8月広報誌と市ホームページに掲載のうえ、後期の申請受付を9月に行う予定です。

次に、自治会活動等への支援についての今年度の取組みですが、6ページをお開き願います。今年度の取組みですが、小地域ネットワーク活動に対する支援については、引き続き推進主体となる社会福祉協議会が支出する補助金の財源の一部となる府交付金の確保に努めます。また、なわて災害時地域支え合い制度（避難行動要支援者）を推進するため、転入者を対象に市民課でチラシを配付していますが、その中で自治会への加入についても案内しており、引き続き、制度の周知啓発を行っていくうえで促進していきます。

続きまして、下段の「丸ごと」受け止める仕組みづくりに移りまして、協働による包括的な支援体制の整備ですが、7ページに移らせていただきます。

今年度の取組みですが、地域生活での課題を「丸ごと」受け止める仕組みづくりとして、生活困窮者及び生活困窮に陥るおそれのある者に対する適切な支援を図るため、関係機関を横につないでいく会議組織とする（仮称）四條畷市地域丸ごと支援会議を今秋から設置・運営していきます。庁内各課を横断的に構成する会議体運営により、必要

な情報交換や地域で自立した日常生活及び社会生活を営むための支援体制を検討していくほか、支援終了時の評価・検証などを行います。

続きまして、8 ページをお開き願います。基本目標3. 安心して暮らせる社会環境づくり～誰もが住みやすいまちづくり～の防災対策の推進ですが、今年度の取組みといたしまして、市の防災訓練を実施する際には、その都度、避難行動要支援者支援プランに基づいた取組みを深めていきます。

続きまして、災害時支援対策の推進ですが、9 ページに移りまして、今年度の取組みですが、今秋 10 月に避難行動要支援者名簿を管理する組織等に対し、個人情報取り扱いなどの理解を深める研修を4回程度実施する予定としており、個人情報に対する疑問点の解消に努めるとともに、受講者のなかで新たに名簿を希望するグループなどに対し名簿をお渡しすることにより、地域での横つなぎを促進し、災害時の連携体制の確立を図っていきます。

次に、生活環境の整備の移動環境の整備ですが、10 ページをお開き願いたいのですが、今年度につきましても、関係団体で組織する地域公共交通会議のなかで、福祉の観点から移動環境の整備が図れるよう意見・提言していきます。

次に、基本目標4. 適切な支援につなぐ仕組みづくり～誰もが自立して暮らせるまちづくり～に移りまして、11 ページに入りますが、さまざまな地域課題への対応の生活困窮者、就労が困難な方への支援の充実のため、今年度の取組みといたしまして、なわて生活サポート相談窓口については、引き続き、生活困窮者からの多様な複合的な問題について相談に応じるとともに、適切に情報提供を行います。また、就労準備支援事業については、引き続き、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者や生活保護受給者に対し、一般就労に向けた準備としての必要な知識及び能力の形成からの支援を計画的に実施するとともにその自立を促進していきます。無料職業紹介所については、昨年7月に相談窓口を開設しましたが、引き続き、働く意欲がありながら就労が困難な人の相談を受けたいと、本市

独自の求人やハローワークの求人紹介を行っていきます。

続きまして、12ページ下段の権利擁護の推進、虐待・DVの防止についてですが、13ページに移りますが、今年度の取組みといたしまして、虐待やDV等の権利擁護についても、先ほど説明いたしました四條畷市地域丸ごと支援会議や日常の業務による関わりの中かで、関係各課と未然防止や早期発見・対応に向け、効率的に連携を図っていきます。

次に、自殺対策の推進、自殺防止対策の推進ですが、14ページをお開き願います。今年度の取組みですが、自殺対策予防週間に向け、今年度も9月6日（金）に自殺予防街頭啓発キャンペーンを行う予定としており、啓発用物品をJR忍ヶ丘駅及び四條畷駅前民生委員児童委員とともに配付するとともに、3月の自殺対策強化月間においても同様に啓発活動を実施予定としています。また、今年3月にゲートキーパー養成研修を実施しましたが、引き続き、自殺予防への理解を深めてもらうための研修を9月24日（火）に行います。さらに、小・中学生向けに子どもの悩み相談（電話番号案内）チラシを作成し、夏休み前に各学校で配付してもらいました。引き続き、子どもから高齢者に至るまで自殺予防に向けた周知・啓発に努めるため、他市の好事例なども参考にしながら情報発信を行っていきます。

続きまして、包括的な支援体制の整備、福祉サービスの提供体制の整備ですが、15ページに移りまして、今年度の取組みですが、各種広報媒体を活用するほか、四條畷市地域丸ごと支援会議をはじめとした関係機関との横つなぎの中かで連携強化を図っていきます。また、市内社会福祉法人の監査を実施するにあたり、地域での公益的な取組みや課題を把握しながら、地域福祉サービスの向上のため、一定の支援・助言等を行っていきます。

続きまして、16ページをお開き願います。健康寿命の延伸につきまして、今年度の取組みですが、みんなで支え、地域で元気に暮らす「健康長寿」を目指して健康寿命の延伸に繋がる施策の検討を

行っていきます。具体的には、経済産業省の「未来の教室」実証事業を受託した株式会社リディラバと協定を結び、社会課題の1つである「健康寿命の延伸」をテーマにした、社会人向け能力開発プログラムの協力実施により、解決策の提案を受け、次年度以降に事業展開をしていく予定です。

以上を持ちまして、簡単ではございますが、福祉政策課で今年度取り組みます事業の報告とさせていただきます。

小寺委員長

ただ今、事務局からの説明がありましたが、この件について、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

山崎委員

避難行動要支援者名簿について、個人情報の取扱いに対する説明会を4回程度実施する予定とありますが、どんな内容でされるのか。また現在、民生委員として地区とともに名簿を管理しているが、これ以上名簿管理者を拡げる必要があるのか、どういった所から名簿の希望があるのか教えて下さい。

事務局（岸本）

4回程度予定しております研修につきましては、それぞれ同じ内容で個人情報の取扱いに対する説明を行う予定としており、現在名簿を管理いただいている団体に対しましても再度確認をお願いするという趣旨でご案内させていただきますが、新たに名簿を希望される方に対し、誰でもという訳ではありませんが、現在、地区福祉委員会や自主防災会の団体には名簿が一つしかなく、個人情報の共有化が図りきれていないという状況にございますことから、その団体の中で希望される方が対象とはなりますが、名簿をお渡ししていくことにより、有事の際に少しでも見守りの充実が図れるのではないかと考えております。現在のところ、その他のところに名簿を渡すことは考えておりません。

守屋委員

先日開催されました福祉基金の選考会場についてですが、エレベ

一ターがなく、2階に上がるのに大変苦勞しました。次回からはその辺りを考えていただきたい。

事務局（菅井）

7月1日に開催いたしました福祉基金事業運営委員会の会議室のことと思われま。当時期は一定人数が入れる会議室の確保が難しく、止むを得ずエレベーターの無い所で開かせていただきました。今後は早めの会議室の確保に努めることにより、場所を変更させていただきます。

守屋委員

自殺対策については家族の対する支援も大切だと思いますので、その辺りをしっかりとお願いします。

事務局（菅井）

家族に対する支援につきましては、実態に即した形で支援していくことは難しいところがありますが、9月に実施する自殺予防対策の研修のなかで、そういった話についても触れていけるような内容とさせていただきます。

山上委員

委員長からの話にもありましたが、これからは地域が中心となり、その中で地域福祉活動計画を社会福祉協議会が中心となって作っていくため、社会福祉協議会の役割が大変重要となってきます。しかしながら、地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携を図っていくにあたり、市も社会福祉協議会もマンパワーや財源不足の状況にあるなかで、今後どのように策定を進めていくのかが気になります。その点如何でしょうか。

事務局（菅井）

地域福祉活動計画については今年度末に策定に向け、先週に第1回の策定委員会が開かれたところでして、先ほど委員長から話がありましたとおり、次の地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定期間を合わせていくということが決まったところです。なお、今年度策定していく地域福祉活動計画の具体的内容につきましては、これか

ら進めて行くという状況でございます。

山上委員

計画策定にあたって、社会福祉協議会と市の福祉各課の担当者との間で協議や取組みが進められているのかどうか、この辺りについて少し教えて下さい。

事務局（菅井）

今回の地域福祉活動計画の策定にあたっては、前回の計画策定時とは違って、地域福祉担当だけではなく高齢・障がい・子どもの各担当各課の職員も策定委員会に出席しており、市の地域福祉計画との連携を図っていこうと取り組んでいるところです。また、策定委員会の委員長には本委員会の小寺委員長が就任されましたので、市の計画との整合性が図れると考えております。

山上委員

各課での職員体制が整わないと新しい活動計画に向けた取組みができないと思います。社会福祉協議会と連携していく準備ができているのかどうか、取組むという心づもりで小寺委員長とともに、活動計画の策定に取り組んでいただきたい。この辺りについて、小寺委員長如何でしょうか。

小寺委員長

地域福祉活動計画の策定委員会の委員長として、現在、計画の大枠に関しては決まってきておりますが、中身に関してはこれからという段階で、今後実態調査や懇話会を何カ所かで開いて意見を聴くことにより、進めていきたいと考えています。ご指摘のとおり、行政とどのようにタイアップしていくかが大きな課題であると捉えております。また、各団体等との利害関係もあるのでその辺りの調整が難しいものとなるのではと考えています。

山上委員

これから委員長は大変になるかと思えます。地域福祉活動計画については行政が基本的に立ち入っては駄目です。地域や区長会・自

治会、各種任意団体などの構成で、その中心を社会福祉協議会が担っていただきたい。行政は協力できるかもしれないが基本的にはこの計画策定に入れないものです。地域性や各団体からの幅広い意見があるかと思います。小寺委員長にご足労をおかけすることになりますが、よろしく願いいたします。

岸田委員

福祉人材の確保・育成のなかで、NPO・ボランティア団体活動の情報提供についても、市ホームページや広報誌のほか、新たな媒体の活用も検討しながら周知・啓発に努めていきますとありますが、実際、ボランティア団体などに情報が行き渡っていない感じがしています。この点について周知・啓発を進めてもらえるのでしょうか。

事務局（菅井）

従来のホームページや広報誌での情報発信だけでなく、ツイッターやLINEなどの新しい媒体を用いての情報発信を検討し、少しでも市民に情報が届くよう努めていきます。

山上委員

これも市で既に実施しているのですが、結局は必要な方に届いていないということで、各自治会など地域のなかで発信していかないとなかなか浸透していかないと思います。単に広報誌やLINEで流しても全く変わらないと思います。これからは地域活動ということで、自治会等に協力を求めていくような仕組みづくりが必要で、それこそ今回の地域福祉活動計画に盛り込んでいただきたいと思いますが、これは社会福祉協議会を中心に進めていただきたいですが、市も含めて人とお金が必要です。そして最終的には市民と社会福祉協議会と市が三位一体となっていく必要があります。とくに地域に訴えていかないと地域福祉活動計画の実現は難しいものと考えますので、これから計画策定に向けて行政も大変だとは思いますが、小寺委員長が大変だと思えます。この辺りよろしく願いします。

小寺委員長

先程の情報が行き届かない問題につきまして、これは引きこもり

問題にも通ずるところがありますが、しっかりと情報発信することにより解決されていた例もあると思われるので、この辺りについても地域福祉活動計画に含められればと考えております。

守屋委員

市のホームページですが、皆さん見やすいと思いますか。私は見にくいと思いますが。

山上委員

これは市のマーケティング監が企画発信しているものですので、そちらに要望されてはどうかと思います。

岸田委員

避難行動要支援者名簿について、名簿を管理している人は日頃からその対象者と関わりがないと非常時での対応が難しいのではないかと思います。その辺り教えてください。

山崎委員

現在民生委員として名簿を管理していますが、普段から挨拶をして顔見知りになるなど一定の把握を行っています。但し災害時には多くの方の見守りが必要となるので万全に支えられるかどうかは定かではなく、その点について対象者にお話ししています。

橋垣委員

障がい児に関わる主任児童員として質問させていただきます。高齢者に関しては名簿などを通して民生委員が見守りを行なわれているのですが、障がい児については地域で見守りができていない状況です。日頃は支援学校に通っているのも地域になかなか入っていけないのですが、この点について市で対応していただかないと防災対策の推進が難しいと思いますがいかがでしょうか。

事務局（岸本）

避難行動要支援者の対象者は高齢者だけでなく、名簿作成の要件を満たす障がい者についても含まれています。その対象者に通知を行い、避難が難しい方については同意を得たうえで名簿に記載し、名簿を自治会等にお渡ししています。障がい者の家族の方が名簿へ

の記載に不同意を示された場合は名簿に載ってこないこととなりますが、制度として障がい者も名簿により平時より把握しています。

前原委員

そのような通知案内文書が来ても読んで送れない。読んだままにしてあったり忘れてしまうということもある。家族にも見せていない。そのまま置いてしまう時があると思うのですが。

事務局（岸本）

同意・不同意の通知案内につきましては、対象者や家族にできる限り理解いただけるよう、ケアマネジャーや地域包括支援センター、また障がい者サービス事業者等に対し、訪問時に制度の話があれば記入等の補助をしてもらえるよう今年度も依頼していくところです。関係機関にも協力いただいたうえで制度の推進に努めさせていただきます。

小寺委員長

他によろしいでしょうか。無いようでございますので、これで「なわてみんなの福祉プラン」についての審議は終了させていただきます。